

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

- ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育 に対する姿勢

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学は、「キリスト教主義」「自由主義」「国際主義」を掲げる教育理念の下、学部及び大学院研究科が定める「人材の養成に関する目的」を実現するため、大学が求める教員像及び教員組織のあり方を「同志社大学が求める教員像及び教員組織の編制に関する方針」を定めて整理、明確化し、これを公表している（資料2-2【ウェブ】）。

本学では、教育活動に関する行動規範である「同志社大学教育倫理規準」と研究活動における態度、作法を定めた「同志社大学研究倫理規準」を制定し、教育、研究両面から本学が求める教員像を明確にしている（資料6-1、6-2）。また、「同志社大学教員任用規程」、「同志社大学助手任用規程」、「同志社大学大学院教員任用内規」及び「同志社大学任期付教員任用規程」を定め、任用する職位に求める能力を明示している（資料6-3～6-6）。

本学では、学部、独立研究科及びその他の教員が所属する組織の教員定数を、大学設置基準第13条、「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11文部省告示第175号）及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15文部科学省告示第53号）に規定された必要専任教員数を上回る人数で設定し、これを「同志社大学教員定数の申合せ」で規定している（資料6-7）。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

<大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数>

本学の教育・研究に従事している専任教員数は、2019年5月1日現在787名である（資料3-16p.227）。本学においても任期を定めて任用する教員（以下「任期付教員」という。）

を「同志社大学任期付教員規程」及び「同志社大学任期付教員任用規程細則」を定めて採用しており、専任教員 787 名のうち当該規程に基づき採用した任期付教員は 103 名となっている（資料 3-16p. 227、6-6、6-8）。本学の教員組織の所属単位は、基本的に学部・研究科であるが、学士課程の教育にも責任を負う教育組織であるキリスト教文化センター、歴史資料館、日本語・日本文化教育センター、全学共通教養教育センター、国際教育インスティテュート、免許資格課程センター及びグローバル教育センターにも教員を配置し、建学の精神に係るキリスト教主義教育や語学教育、日本語・日本文化に関する教育等それぞれの組織目標に係る業務に従事している（大学基礎データ表 1）。また、ハリス理化学研究所及び高等教育研究院には、大学院教育を担うための教員を配置している（資料 6-7）。さらに、学習支援・教育開発センターに学習指導や相談に関わる教員を配置しているほか、附置研究所に専任研究員（専任研究所員）も配置している（資料 6-7）。

専任教員のうち学士課程の教育に責任を負う専任教員数は総計 647 名、教授数は 429 名であり、大学設置基準上必要な教員数 590 名、教授数 304 名をそれぞれ十分に満たしている（大学基礎データ表 1）。

本学では、原則として専任教員 1 人あたりの学生入学定員が、人文科学系学部及び自然科学系学部では 10 人以下、社会科学系学部では 15 人以下になるように各学部の教員定数を設定している。各学部では、教員定数の範囲内で、大学が求める教員像と能力に基づき持続的に教育、研究及び社会連携・社会貢献等に携わることができる教員を採用のうえ、全学部学科において大学設置基準上定められた所定の専任教員数を超える教員を配置できしており、それぞれの専門領域についてバランスを保って教育するための教員組織を編制している（大学基礎データ資料表 1、基礎要件確認シート 14）。

専門職大学院を含む大学院研究科についても、それぞれの人材養成目的を達成するため、学部と同様に適切な教員を配置している。ただし、文学研究科哲学専攻博士後期課程では、退職者補充が間に合わず一時的に研究指導補助教員が 1 名不足しているが、2020 年 4 月から設置基準上必要教員数を満たす（基礎要件確認シート 14）。

<適切な教員組織編制のための措置>

各学部が主設置している授業科目の担当教員は、それぞれの学部教授会において決定しており、教育上主要な専門教育科目を専任教員が責任をもって教授するよう配当している（大学基礎データ表 4）。一部専門教育科目の全開設授業科目数に対する専任教員担当科目数の割合が 60%未満の学科が存在するが、いずれも必修科目において同一科目を複数クラス開講して兼任教員が数クラスを担当している場合や、基礎演習科目や実習科目を複数教員で担当している科目において兼任教員が含まれている場合であり、大学基礎データ表 4 の算出基準の関係上、比率が低くなっていることを確認している。

研究科担当教員は、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に基づいて本学が定めた「同志社大学大学院教員任用内規」において必要とする研究業績および教育研究上の指導能力を定めており、かつ各研究科においてもそれぞれの学問領域の特性を踏まえて研究科担当教員の資格を明確化したうえで、研究科教授会又は研究科委員会で審議のうえ適正に配置している（資料 2-26、2-27、2-29、2-31、2-33、2-34、2-37、2-39～2-42、6-9～6-18）。

2019 年 5 月 1 日現在、本学の専任教員 787 名のうち、女性教員は 170 名で女性教員比率

は 21.6%である（資料 6-19）。外国人教員は 83 名で外国人教員比率は 10.5%である（資料 6-19）。教員組織の年齢構成に関する基準は設定していないものの、各学部・研究科において年齢構成に偏りがないう補充採用を行ってバランスがとれている（大学基礎データ表 5）。これらの状況から、現時点での教員組織の多様性の確保は妥当であると判断している。

本学では、「同志社就業規則」において、専任教員の勤務時間を講義の場合 1 週 8 時間、英語等語学の場合 1 週 10 時間、体育実技の場合 1 週 12 時間と定めている（資料 6-20）。なお、「同志社大学長に関する申合せ」に則り、学長に就く教員には授業担当時間の基準は設けず、学長が所属する学部又は研究科は、学長の代替として任期付教員を採用できることを制度化している（資料 6-21）。また、副学長に就く教員については、「同志社大学副学長の授業担当時間に関する申合せ」に則り、副学長の授業担当時間を軽減することができ、その場合の授業担当時間は 4 時間を基準としている（資料 6-22）。

< 学士課程における教養教育の運営体制 >

本学は、全学共通教養教育の教育課程の編成・実施方針に基づき、全学共通に開設する教養教育科目の開設方針の策定、授業科目の編成に関する企画及び運営、教育課程並びに教育内容及び方法の自己点検・評価と改善等を実施するため、全学共通教養教育センター（以下「全教センター」という。）を設置している（資料 3-30、4-21【ウェブ】）。全教センターには、科目編成に関する企画・立案のため、「同志社科目検討部会」、「キャリア形成支援科目検討部会」、「国際教養科目検討部会」、「人文・社会・自然・人間科学系科目検討部会」、「プロジェクト科目検討部会」及び「外国語科目検討部会」を置いている（資料 6-23）。

全学共通教育科目の編成は、各部会において翌年度の開講科目・クラス数を検討のうえ、教務主任会議において科目の開設及び開設に協力する組織（学部又は各種センター）を決定する。なお、グローバル・コミュニケーション学部とグローバル地域文化学部が協力学部となる外国語科目については、開講科目・クラス数が他の教養教育科目よりも格段に多いため、全学共通外国語教育科目委員会を別途設置し、当委員会において外国語科目の開講科目・クラス数等を検討のうえ教務主任会議で審議している（資料 6-24）。また、一部の国際教養教育科目についても、前述の両学部から多くの協力を得るため当該委員会であらかじめ開講科目・クラス数を検討し、国際教養科目検討部会での検討を経て教務主任会議で審議している。

開設協力学部等は、それぞれが協力する科目の担当者を学部教授会（学部以外の組織は各センターの委員会）で審議、決定している。なお、全教センター自体が開設協力組織となる科目の担当者は、教務主任会議で審議、決定している。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学教員の募集、採用及び昇任は、大学設置基準で定められた教員資格に基づいて本学

が定めた「同志社大学教員任用規程」又は「同志社大学助手任用規程」により、教員に求める研究業績および教育上の能力を明らかにして適切に実施している（資料 6-3、6-4）。また、全ての学部、研究科及びその他の教員が所属する組織は、前述の規程に基づき、それぞれの人材養成目的等を達成するため、当該組織の教員編制のあり方（学問領域、年齢構成、実務経験等）を踏まえ、所属教員の募集、採用及び昇任に関する基準並びに手続きを当該組織内の規則として明確化している（資料 2-23～2-25、2-28、2-30、2-32、2-34～2-36、2-38～2-43、6-25～6-55）。第 2 章で記述のとおり、教員の採用・昇格の基準が大学全体として定められているものの、一部の研究科を除き学部・研究科ごとに定められていない点に関し、改善を要することへの対応は完了している。大学院教員への任用についても、点検・評価項目②で記述のとおり、「同志社大学大学院教員任用内規」において本学大学院が必要とする研究業績および教育研究上の指導能力を定め、各研究科においてもそれぞれの学問領域の特性を踏まえて研究科担当教員の資格を明確化している（資料 2-26、2-27、2-29、2-31、2-33、2-34、2-37、2-39～2-42、6-9～6-18）。

教員の採用手続きは、「同志社大学教員任用規程」、「同志社大学助手任用規程」及び「同志社大学大学院教員任用内規」並びに各学部・研究科の規則に則り、学部教授会、研究科委員会又は研究科教授会の審議を経て、大学全体の最終的意思決定機関である部長会の審議の後、学長が最終決定している（資料 6-3～6-5）。学部・研究科での採用プロセスは、概ね、①募集要項の決定、②人事委員会や選考委員会等の設置、③応募書類の受付、④人事委員会や審査委員会における書類審査や面接審査、⑤学部教授会又は研究科教授会での読会制による審議での採用候補者の決定、となっており、その後、部長会に上程される。昇格及び大学院教員の任用にあたっては、学部・研究科での候補者選出の後、同様に審査を進めている。

点検・評価項目④： ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点 1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
 評価の視点 2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学では、学習支援・教育開発センター（以下「学教センター」という。）を設置し、本センターが中心となって全学的な教育施策の企画や開発、教育活動の継続的な改善の推進や支援を行っている（資料 3-33）。具体的には、学教センターの下に、全学部・研究科及び教育に関わるセンターが選出する委員で「FD 支援部会」を置き、教育内容、授業方法、教育効果に関わる全学的な改善方策を検討、共有している。さらに同部会の下に「教育効果向上ワーキング・グループ」、「内部質保証検討ワーキング・グループ」及び「ICT 活用ワーキング・グループ」を編成し、それぞれ、授業レベルの内容・方法の有効性、プログラムレベルの有効性、ICT を有効に活用する教育を大きなテーマとして、FD 支援部会での検討内容を整理している（資料 6-56【ウェブ】）。

学教センターでは、教員の授業改善や教育実践での活用に資するよう、本学のファカルティ・ディベロップメントに関する基本方針、シラバスの整備、さまざまな授業形態、試

験や成績評価についてとりまとめた『同志社大学FDハンドブック』を作成し、教員に配付するとともに同センターのホームページに掲載、公表している（資料4-214【ウェブ】）。

また、学教センターでは、毎年4月初めに当該年度の新任教員に対して新任教員研修会を実施しており、本学のガバナンスと意思決定の仕組み、教育活動、研究活動、学生支援体制、グローバル化の取組み、入学試験業務、教育・研究倫理について、副学長等が説明し、本学の専任教員に求められる知識の習得を図っている（資料6-57）。加えて、毎年度2回『CLF report』を発行し、各学部・研究科等のFD活動状況の報告、FD関連企画、学外FD企画の参加レポート等の掲載を通して、全学への波及も図っている（資料4-217【ウェブ】）。各学部・研究科等でのFDに関する取組に対しては、FD活動費の補助も行っている（資料6-58、6-59）。さらに、大学教員に求められる資質の向上、知識や能力の獲得に資するよう、学外で開催される高等教育に関連する研究会や研修会の情報を積極的に収集しており、学教センターのオリジナルウェブサイトを通して教職員に案内し、参加希望者に対しては教育開発調査活動費制度により参加費、旅費・出張費を補助している（資料6-60、6-61【ウェブ】）。その他、教育方法・教材開発制度を設け、専任教員を対象として、新たな教育方法および教材開発に必要な費用全般を対象とする補助も行っている（資料4-218【ウェブ】、6-62）。

本学では、各学位課程におけるファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）は、各学部又は各研究科で実施している（基礎要件確認シート15、資料6-63）。学部を基礎とする研究科においては、これまで学士課程と博士課程におけるFDを合同で実施している場合があったため、各研究科が個別のFDを実施する一助とすべく、教務主任会議において学教センターから大学院固有のテーマを提示して改善を図っている。ただし、学部・研究科におけるFDの実施状況や取組結果を示す資料の蓄積が十分ではない。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性は、各学部・研究科の自己点検・評価において、『同志社大学基礎データ集』や研究者データベース等を活用し、教員組織が各学位課程の目的や教育の3つのポリシー、設置科目に即した教員配置ができていないかを、年齢構成、外国人教員比率、男女比率、実務経験者比率等のバランスを勘案して検証している。また、専任教員の授業担当負担のバランス、開講科目・クラスの担当に係る専任教員と嘱託講師のバランスについても、設置科目の内容や開講科目の適切性を勘案しながら検証している。そして、検証結果に基づき、組織的に改善・向上に取り組んでいるかを確認している。学部・研究科において、例えば、外国人教員比率や女性教員比率の向上、年齢構成のバランス確保等が必要と認める場合には、退職者の補充人事とあわせた対応等により改善を図っている。

大学では、各学部・研究科における教員組織の更なる向上、強化を意図した取組については一朝一夕に達成できないことに鑑みて経過を慎重に見守っている。一方、2019年5月1日時点で文学研究科哲学専攻博士後期課程の研究指導補助教員が1名不足している重要

課題については、2019年度冒頭の部長会で、この課題への対応も含む「2018年度自己点検・評価結果を踏まえて対処する事項」を決定し、2020年4月から設置基準上必要教員数を満たす（基礎要件確認シート14、資料2-7）。また、内部質保証推進会議では、定年退職に伴う設置基準上必要教員数への影響を確認のうえ対処しており、直近では、2020年4月1日時点で博士後期課程において設置基準上必要教員を満たさない恐れのある研究科に対して人事の進捗状況を照会し、補充人事が行われ、設置基準上必要教員数が不足する事態が生じないことを確認できている。

（2）長所・特色

毎年4月に開催する「新任教員研修会」では、本学の教員として教育研究活動に従事する上で最低限理解しておくべき事項について理解を深め、共有認識を持つことを目的とし、研修会参加者に対して、実施内容・方法および全体の感想についてアンケートを行っている。その結果では、全ての項目で「大変参考になった」、「ある程度参考になった」という回答が96%を超えており、教員の資質向上に役立っている（資料6-64）。さらに、商学部・商学研究科、司法研究科では、大学や学部・研究科の規程や制度をまとめたガイドラインを作成し、それを用いた独自の新任教員研修会を開催する等して、教員組織の自律性を高める活動を行っている（資料6-65、6-66）。

（3）問題点

FDの実施状況や取組結果を示す資料を適切に蓄積するため、学習支援・教育開発センターから学部・研究科に対して資料の蓄積手法を示唆するとともに、FDを効果的に実施できている事例を波及させながら実施方法の助言に取り組んでいく。また、各組織での活動をさらに活性化し教学マネジメントを支えるための教学IRについて、模索的に実施している段階から、本学の使命や実態等に適したものを確立するべく整理していく。

（4）全体のまとめ

本学では、教育理念に基づいた「同志社大学が求める教員像及び教員組織の編制に関する方針」を定めて整理、明確化し、これを公表している。また、「同志社大学教員定数の申合せ」により、学部・研究科等の教員組織を編制する人数を明確にしている。2019年5月1日現在、本学の教育・研究に従事している専任教員数は787名で、うち学士課程の教育に責任を負う専任教員数は総計647名、教授数は429名となっており、いずれも大学設置基準上必要な教員数をそれぞれ十分に満たしている。

本学では、「同志社大学教員任用規程」又は「同志社大学助手任用規程」により教員に求める研究業績および教育上の能力を明らかにし、かつ、全ての学部、研究科及びその他の教員が所属する組織は、それぞれの人材養成目的等を達成するため、当該組織の教員編制のあり方（学問領域、年齢構成、実務経験等）を踏まえ、所属教員の募集、採用及び昇任に関する基準並びに手続きを当該組織内の規則として明確化している。大学院教員への任用についても、「同志社大学大学院教員任用内規」において本学大学院が必要とする研究業績および教育研究上の指導能力を定め、各研究科においてもそれぞれの学問領域の特性を踏まえて研究科担当教員の資格を明確化している。

教員の資質向上については、全学的取組として、学教センターのFD支援部会、新任教員研修会、「CLF report」での活動報告を通じた共有を図り、各学部・研究科が学位課程に応じたFDを実施している。